

高田馬場駅周辺エリアまちづくり検討委員会 設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、「高田馬場駅周辺エリアまちづくり検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）という。

（目的）

第2条 高田馬場駅周辺の道路、駅前広場、鉄道駅及びコンコース等の都市基盤について、駅周辺のまちづくりと連携し、その充実・強化を図るため、「(仮称)高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針案」のとりまとめを行うことを目的とする。

（検討範囲）

第3条 検討委員会の検討範囲は、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針（平成31年3月東京都）」において「活力とにぎわいの拠点地区」に設定されている「高田馬場」の区域及び本区域に関する区域とする。

（検討事項）

第4条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 高田馬場駅周辺エリアにおける都市基盤の整備の方向性に関する事項
- (2) 「(仮称)高田馬場駅周辺エリアまちづくり方針案」のとりまとめに関する事項
- (3) その他、検討委員会の目的を達成するために会長が必要と認める事項

（構成）

第5条 検討委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第6条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代行する。

（開催）

第7条 検討委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員がやむを得ず会を欠席するとき、その委員の代理者の出席を認めることができる。
- 3 会長は、第5条の規定に関わらず、必要があると認めるときは、関係者に検討委員

会への出席を求めることができる。

4 検討委員会は非公開とする。

5 検討委員会の資料及び議事録は、個人情報に関する事項及び討議により知り得た重要事実以外は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(書面による議事)

第8条 会長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(部会の設置)

第9条 会長は、検討委員会に付議する事案に関する調査、その他必要な事項を具体的に検討するため、必要に応じ、部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、新宿区都市計画部景観・まちづくり課及び独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部事業企画第2課とする。

(守秘義務)

第11条 検討委員会の委員及びその他の出席者は、討議により知り得た情報については、この検討委員会の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 前項の情報については、その公表があるまでの間、検討委員会の委員及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に変更の必要が生じたときは、検討委員会の承認を経て改正する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は検討委員会において協議し、会長が別途定める。

附則 この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

附則 この改正は、令和3年11月1日から施行する。